

令和 8 年度 奄美市 AI 活用マーケティング人材育成業務委託 仕様書

1. 業務名

令和 8 年度 奄美市 AI 活用マーケティング人材育成業務委託

2. 目的

奄美市内の事業者、企業担当者、経営者及びフリーランス等を対象に、マーケティングの基礎並びに Web・SNS 等を活用した情報発信、集客、販売促進、データ分析及び改善等の実践的な手法を体系的に学ぶ機会を提供する。

また、生成 AI 等のデジタル技術を効果的に活用しながら、自らの事業・業務に適したマーケティング施策を企画・実践し、その効果を検証・改善できる人材を育成することを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日～令和 9 年 3 月 15 日(月)

4. 事業の概要

(1) 実施内容及び条件

ア 講習会の開催(現地開催)

- ① 講習を 5 回以上開催し、各回は原則 2～3 時間程度とする。講義と実習を組み合わせるとともに、生成 AI 等についても講座内容に応じて効果的に取り入れ、実践的な活用方法を学べる内容とすること。
- ② 特定のツールの高度な操作習得に偏らず、受講後に実務で活用・再現しやすい内容とすること。
- ③ 受講者自身の事業・サービス又は想定案件を題材とし、講座後も活用できるワークシート、AI 活用テンプレート、プロンプト例等を提供するとともに、KGI・KPI を設定した「90 日アクションプラン」を作成できる内容とすること。
- ④ 実習は受講者持参のノートパソコン等を使用することを基本とし、受託者は必要な端末環境、アカウント等の事前準備事項を提示すること。会場及びインターネット接続環境は委託者が確保し、その費用を負担する。なお、これらの費用を除き、本業務の実施に必要な講師謝金、旅費、教材作成費、広報費、各種ツールの利用料その他の経費は、原則として業務委託料に含むものとする。特定の有料 AI サービスへの加入を受講条件とすることは、原則として避けること。
- ⑤ デジタルマーケティング及び生成 AI の業務活用に関する知識又は経験を有する講師を配置すること。
- ⑥ AI の出力を受講者自身が確認・判断する考え方並びに個人情報、機密情報、著作権、情報の正確性及び利用規約等の基本的な留意事項を取り扱うこと。

イ 必須学習要素

講座全体を通じ、次の内容を取り扱うこと。各回の構成、順序、演習手法及び使用ツール等は、受託者の専門的知見を活かして提案するものとする。

- ① マーケティングの基礎
- ② AI を活用した情報整理・分析
- ③ AI を活用した企画・コンテンツ制作
- ④ Web・SNS を中心とした集客
- ⑤ 効果測定・改善

企画提案時には、カリキュラム、主な実習内容、使用を想定する AI・デジタルツール、受講者が作成する成果物、受講者募集・受付・参加者管理の方法、フォローアップ及び効果測定の方法を示すこと。

ウ 受講者の募集・受付等

- ① 受託者は、委託者と協議の上、受講者募集に係る広報、申込受付、問い合わせ対応及び参加者管理を行うこと。定員を超える申込みがあった場合の取扱いは、委託者と協議の上決定すること。

エ 伴走支援及び効果測定

- ① 講座期間中及び講座終了後に、受講者の実践状況等を確認するフォローアップの機会を設けること。実施方法及び回数等は企画提案によるものとする。
- ② 毎講座アンケートを実施するとともに、講座開始時及び終了時に理解度・自己評価等を把握し、スキル習得や行動変容を確認すること。

オ 事業報告書の提出

- ① A4 判縦で作成し、実施内容、受講状況、主な成果、アンケート結果及び事業成果に関する考察等を記載すること。
- ② 講座資料、ワークシート、AI 活用テンプレート等の電子データを併せて提出すること。
事業報告書は令和 9 年 3 月 10 日までに提出し、委託者から修正等の指示があった場合は、業務期間内に対応すること。

(2) 受講対象者及び定員

奄美市内の事業者、企業担当者、経営者及びフリーランス等を対象とし、マーケティング初心者から中級者を想定する。定員は 20 名とする。

5. 委託料の支払い

委託者は、本業務の完了後、成果物その他の履行内容について検査を行い、契約内容に適合していることを確認した後、受託者からの適法な請求に基づき、業務委託料を支払うものとする。

6. 著作権等

- (1) 本業務において受託者が新たに作成し、委託者に提出する成果物に係る著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)及び所有権は、委託者に帰属する。
- (2) 受託者は、委託者及び委託者が指定する者に対し、前項の成果物に係る著作人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者又は第三者が従前から保有する著作物、ノウハウその他の権利については、受託者又は当該第三者に留保する。ただし、委託者が本業務の成果物を利用するために必要な範囲については、委託者が利用できるものとする。
- (4) 成果物の作成又は利用に関し、第三者の権利を侵害することがないように、受託者の責任において必要な権利処理を行うこと。

7. 個人情報及び秘密保持

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関係法令等を遵守し、本業務の目的以外に利用してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他必要な安全管理措置を講じるものとし、事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに委託者に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 受託者は、本業務により知り得た秘密を第三者に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (4) 本業務終了後、受託者が保有する個人情報については、委託者の指示に従い、返却又は確実に廃棄若しくは削除すること。

8. その他

業務の詳細及び本仕様書に定めのない事項は協議の上決定し、受託者は委託者と緊密に連携して業務を実施すること。